

制 度 名	交通バリアフリー設備の特別償却制度の拡充及び延長	
税 目	所得税・法人税	
要 望 の 内 容	<p>高齢者・障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための駅（停留場を含む）のバリアフリー化工事や、低床型路面電車・バス・航空機の車両等の導入を促進するため、バリアフリー設備（駅に設置されるエレベーター）や、バリアフリー設備（乗降用リフト、乗降用スロープ、可動式ひじ掛け等）を有する車両等に係る特別償却制度の適用期限を2年延長するとともに、駅に設置された可動式ホーム柵を特例措置の適用対象に加える。</p> <p>（具体的要望内容）</p> <p>【延長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅のエレベーター（法人税） 特別償却率：取得価額の 15%</li> <li>・ 低床型路面電車（法人税） 特別償却率：基準取得価額の 20% （基準取得価額 取得価額の 40%相当額）</li> <li>・ リフト付きバス、ノンステップバス（所得税、法人税） 特別償却率：基準取得価額の 20% （基準取得価額 リフト付きバス、ノンステップバス：取得価額の 40%相当額）</li> <li>・ バリアフリー対応型航空機（法人税） 特別償却率：基準取得価額の 20% （基準取得価額 取得価額の 20%相当額）</li> </ul> <p>【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅に設置された可動式ホーム柵（法人税） 特別償却率：取得価格の 15%</li> </ul> <p>（関係条文）</p> <p>租税特別措置法第 13 条第 3 項、第 46 条の 2 第 2 項、第 68 条の 3 第 2 項 同法施行令第 6 条の 6 第 3 項、第 29 条の 2 第 3 項、4 項、5 項、6 項、7 項、第 39 条の 6 第 3 項、4 項、5 項、6 項、7 項 同法施行規則第 5 条の 19 第 1 項、第 20 条の 18 第 1 項、2 項、3 項、第 22 条の 39 第 1 項、2 項、3 項</p>	
	減収見込額 （平年度）	168 百万円 (2,025 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保することに対する社会的要請に適切に対応するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題となっているところ、平成 18 年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき、公共交通機関のバリアフリー化を積極的に推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>高齢者、障害者等の移動等円滑化に資する駅におけるエレベーター、可動式ホーム柵の整備、低床型路面電車、リフト付きバス、ノンステップバス、バリアフリー対応型航空機等のバリアフリー施設の整備は、公共交通事業者にとって、導入費用がかさむ一方、直接的な需要増に結びつかない採算性の悪い投資である。</p> <p>このような状況に対し、国土交通省としては、バリアフリー新法に基づき、公共交通事業者のバリアフリーへの取り組みを促し、公共交通機関のバリアフリー化を推進するため、施設整備に対する支援措置を積極的に講じていく必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>①租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか</p> <p>急速に高齢化が進む今日において、高齢者、障害者等が自立して生活し、社会参加できるよう、高齢者、障害者等の移動に係る利便性・安全性を向上させるための重要な手段である公共交通機関のバリアフリー化について、積極的に推進する必要がある。</p> <p>②租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか</p> <p>交通バリアフリー設備の整備は、公共交通事業者にとって、導入費用がかさむ一方、直接的な需要増に結びつかない投資であるが、特別償却制度において発生するキャッシュフローを活用することにより、交通バリアフリー設備の導入計画を前倒しで行う効果が見込まれる。</p> <p>③租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか</p> <p>公共交通事業者による多額な費用を要する交通バリアフリー設備の導入を促進するためには、補助金による初期投資の軽減を図るとともに、特別償却制度により発生する資金を活用するさらなるインセンティブが必要である。</p> <p>また、地方の財政が厳しい状況の下、高齢化が進み公共交通機関のバリアフリー化が必要な地域において、地方の財政難から協調補助が受けられない場合であっても、税制効果によるバリアフリー化の対応が可能となる。</p>
<p>今回</p> <p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する</p>

<p>政策の達成目標</p>	<p>業績指標 9 公共施設等のバリアフリー化率（①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率） 目標値：②100%（平成22年）</p> <p>業績指標 10 低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び導入数（①低床バス車両、②ノンステップバス車両） 目標値：①65%（平成22年）、②30%（平成22年）</p> <p>業績指標 11 バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合（①鉄軌道車両、②旅客船、③航空機） 目標値：①50%（平成22年）、③65%（平成22年）</p>
<p>租税特別措置の適用又は延長期間は</p>	<p>2年間</p>
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>上記の「政策の達成目標」を踏まえつつ、本租税特別措置の適用期間中において、引き続きバリアフリー設備及びバリアフリー車両等の導入を促進する。</p>
<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>地方税：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅のバリアフリー化のための改良工事により取得した施設に係る課税標準の特例措置（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）</li> <li>・ 低床型路面電車に係る課税標準の特例措置（固定資産税）</li> </ul> <p>予算（平成21年度）：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通施設バリアフリー化設備整備費補助金</li> <li>・ 鉄道駅移動円滑化施設整備事業費補助</li> <li>・ 都市鉄道整備事業費補助</li> <li>・ LRTシステム整備費補助金</li> <li>・ 公共交通移動円滑化設備整備費補助金</li> </ul> <p>財投：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノンステップバス、リフト付きバス等の整備に対する日本政策金融公庫融資</li> </ul>

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>予算(平成 21 年度) :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通施設バリアフリー化設備整備費補助金 平成 21 年度予算額／国費：4,350 百万円 [事業主体：鉄道事業者等, 補助率等：国 1/3、地方自治体 1/3]</li> <li>・ 鉄道駅移動円滑化施設整備事業費補助 平成 21 年度予算額／国費：1,200 百万円 [事業主体：第三セクター等, 補助率等：国 1/3、地方自治体 1/3]</li> <li>・ 都市鉄道整備事業費補助 平成 21 年度予算額／国費：1,907 百万円 [事業主体：公営事業者等, 補助率等：国 35%、地方自治体 35%]</li> <li>・ LRT システム整備費補助金 平成 21 年度予算額／国費：203 百万円 [事業主体：鉄軌道事業者, 補助率等：国 1/4、地方自治体 1/4] ※低床型車両の導入以外に駅施設の改良等も対象</li> <li>・ 公共交通移動円滑化設備整備費補助金 平成 21 年度予算額／国費：780 百万円 [事業主体：運送事業者等、 補助率等：標準仕様ノンステップバス 通常車両との差額に対し国 1/2、地方自治体 1/2]</li> </ul>
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>バリアフリー新法第 52 条に則り、バリアフリー化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるように努めなければならないとされているところ。</p> <p>駅のバリアフリー化については、施設導入時に多大な費用がかかることから、上記の補助により費用負担の軽減を図るとともに、税制により、自己負担部分について投下資金の早期回収による経営の安定を図り、施設導入を促進する必要がある。</p> <p>また、ノンステップバスに係る補助及び財政投融資は、通常価格との差額の 1/2 を支援するものであるが、バス事業の苦しい経営環境を踏まえると、車両本体の導入に係る負担を軽減する特別償却制度による政策誘導が欠かせないものとなっている。</p>

<p>これまでの租税特別措置の適用実績と 効果に関連する事項</p>	<p>政策の 達成状況</p>	<p>業績指標 9 公共施設等のバリアフリー化率（①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率） 実績値：②71.6%（平成20年度）</p> <p>業績指標 10 低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及びの導入数（①低床バス車両、②ノンステップバス車両） 実績値：①41.7%（平成20年度）、②23.0%（平成20年度）</p> <p>業績指標 11 バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合（①鉄軌道車両、②旅客船、③航空機） 実績値：①41.3%（平成20年度）、③64.3%（平成20年度）</p>
----------------------------------------	---------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>租税特別措置 の適用実績</p>	<p>① エレベーター 平成12年度 66基 平成13年度 94基 平成14年度 97基 平成15年度 133基 平成16年度 142基 平成17年度 100基 平成18年度 63基 平成19年度 64基</p> <p>② 低床型路面電車 平成13年度 2編成10両 平成14年度 4編成17両 平成15年度 4編成7両 平成16年度 1編成5両 平成17年度 4編成18両 平成18年度 3編成15両 平成19年度 3編成15両</p> <p>③ リフト付きバス 平成12年度 36台 平成13年度 81台 平成14年度 81台 平成15年度 76台 平成16年度 41台 平成17年度 77台 平成18年度 32台 平成19年度 31台</p> <p>④ ノンステップバス 平成12年度 449台 平成13年度 1,005台 平成14年度 1,541台 平成15年度 1,597台 平成16年度 1,542台 平成17年度 1,665台 平成18年度 1,750台 平成19年度 1,827台</p> <p>⑤ バリアフリー対応型航空機 平成18年度 10機 平成19年度 10機</p>
<p>租税特別措置 による政策 の達成目標の 実現状況等</p>	<p>駅におけるエレベーターの設置、低床型路面電車の導入、車椅子等に乗ったまま安心して乗降出来るように工夫や改造がなされたリフト付きバス・ノンステップバス、バリアフリー対応型航空機等は、本税制措置により漸次増加しており、高齢者や障害者の移動等円滑化に貢献している。</p>
<p>前回要望時 の達成目標</p>	<p>バリアフリー新法の施行を踏まえ、「政策の達成目標」実現に向け、本租税特別措置の適用期間中において、より一層集中的・効果的にバリアフリー設備及びバリアフリー車両等の導入を促進する。</p>

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>鉄軌道駅の段差解消 段差解消率 71.3% (2,007/2,816 駅)  リフト付きバス 普及率 1.3% (導入数 800 台)  ノンステップバス 普及率 23.0% (導入数 13,822 台)  バリアフリー対応型航空機 普及率 64.3% (導入数 326 機)</p> <p>注) 数字は平成 20 年度末。段差解消率については、1 日の乗降客数 5 千人以上の鉄軌道駅における解消率</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 10 年度税制改正要望提出 (特別償却制度 (鉄道駅等のエレベーター・エスカレーター、リフト付きバス・タクシー) が認められる)</li> <li>・平成 11 年度税制改正要望提出 (認められず)</li> <li>・平成 12 年度税制改正要望提出 (一部拡充 (ノンステップバス) 及び延長が認められる)</li> <li>・平成 13 年度税制改正要望提出 (一部拡充 (低床型路面電車、スロープ付きタクシー) が認められる)</li> <li>・平成 14 年度税制改正要望提出 (2 年間の延長が認められる。)</li> <li>・平成 16 年度税制改正要望提出 (2 年間の延長が認められる。)</li> <li>・平成 18 年度税制改正要望提出 (航空機を追加。2 年間の延長が認められる。)</li> <li>・平成 20 年度税制改正要望提出 (対象設備の見直しを行ったうえで 2 年間の延長が認められる。)</li> </ul>